

国民生活審議会第4回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成16年4月16日(金) 14:00~15:00

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

3. 出席者

(審議会)

落合部会長、石戸谷委員、大河内委員、大村(敦)委員、大村(多)委員、品川委員、島田委員、高田委員、高橋(伸)委員、鶴田委員、長田委員、糠谷委員、原委員、樋口委員、松本委員、三木委員、山本委員

(事務局)

永谷国民生活局長、田口審議官、河審議官、堀田総務課長、中村消費者企画課長、幸田消費者調整課長、吉井企画官、市岡国際室長 ほか

4. 概要

消費者団体訴訟制度検討委員会の設置について、事務局より資料説明が行われた後、大要以下のような議論が行われた。

- ・ スケジュールによると、本年末に部会に報告する予定であるが、部会ではどのような対応をしていくのか。

検討委員会の検討状況に応じて部会に報告することになる。検討委員会において具体的審議が行われるので、部会にはしかるべき時期に報告を行うことになろう。

- ・ 16年末の委員会報告作成前に、部会への報告が行われるということか。公益通報者保護制度の議論時も検討委員会の意見がそのまま部会の意見になってしまったが、部会として意見を言う機会はあるのか。

検討委員会の検討状況によるが、検討委員会は部会の下に置かれるものであり、最終的には部会で意見を決定することとなる。

- ・ 検討委員会は部会の下に置くということだが、部会の委員は検討委員会で意見を述べたりすることができるのか。

検討委員会の運営方針で決めていくことになる。

- ・ 部会の委員はどこまで検討委員会に参加できるのか。部会委員としての責任があるので、オブザーバーとして検討委員会に参加できるようにして欲しい。また、どういう内容の訴権を認めるのか、例えば損害賠償請求についてはどうするか、どのような要件の下に訴権を付与しうのかなどという大きな論点は部会の検討の範囲で、技術的、専門的なことが検討委員会の行うべきことなのではないか。

検討委員会の議論に、部会の委員も自由に参加できるとなると、検討委員会を設置し

て検討する意味は薄れる。それを踏まえた上で、検討委員会が一番やりやすく、充実した検討ができるようにしてもらう必要がある。本日の各委員から出された意見等は検討委員会に伝える。

消費者団体訴訟制度は技術的な論点をたくさん含んでいる。また、部会を頻繁に開くのは日程などの関係で難しいので、検討委員会を頻繁に開き、具体的なことを集中的に検討していく予定である。

- ・ 消費者全体の利益のための訴訟の提起を認める制度と位置付けられているが、団体訴訟制度の実効性の確保について、判決の効力を検討する際には、団体の利益と消費者個人の利益をきちんと区分けして議論する必要がある。

「参考資料」にあるとおり、仏、独では、消費者からの相談に対して、訴訟は行わずに問題を解決する訴訟外の活動が盛んである。我が国で団体訴訟制度が導入されても、団体が訴訟するのはそう簡単ではないだろう。日本の消費者団体は苦情処理の体制があまり整っていないと考えられ、団体訴訟制度をバックアップする措置の検討が必要である。

- ・ 検討委員会の設置は基本的に賛成。技術的に難しい事項が多いので検討委員会での専門的な審議が必要だと思う。

団体訴訟制度のイメージが湧かない。例えば、消費者の申立があってから消費者団体が訴訟を起こすのか、それとも社会的現象を観察して消費者団体が自ら訴訟を起こすのかという点がある。また、どういう取引について団体訴訟の対象にするのか。そのあたりを十分に議論して欲しい。

- ・ 消費者団体の適格要件は難しい議論になると思うが、今の消費者団体に訴訟を起こす専門的な能力があるのか。国を含めたバックアップ体制が必要。例えば、弁護士との連携などが考えられるだろうが、その際の費用の問題など、制度のフィービリティ確保のためのバックアップについても検討委員会で検討するようにして欲しい。

- ・ 団体訴権を検討することについては決まっているわけであるが、世の中の動きは早く、新たな悪徳商法が横行している状況である。これはむしろ犯罪であり刑事対応が必要な問題ではないか。選定当事者制度の改正や、最近では弁護士の数の充実、司法書士の簡裁訴訟代理権、総合法律支援法の制定（司法ネット構想）など司法のインフラ整備も検討が進み、また、弁護士、司法書士が公益的活動をやりやすくする仕組みの法改正導入の検討もなされている。昨年5月の部会報告書を見ても、基本的な方向は「消費者の自立支援」にあり、選定当事者制度や司法ネットを利用して消費者が個別に対応できるようにすべきではないか。

検討にあたって念頭に置くべきことは、団体訴訟制度により悪徳商法全てを解決できるわけではないということである。消費者の自己決定権との関係もある。検討委員会の

ヒアリングなどを通じて実態をよく検討の上、団体訴権の実効性をどう確保するか議論を行うとともに、制度の濫用も懸念されるので、その点も十分検討してもらいたい。

- ・ 司法制度改革の中でも団体訴権の検討を求めており、また昨年5月に当部会で取りまとめた報告書において、団体訴権を早急に導入することが必要であると提言しているのだから、粛々と検討を進める必要がある。
- ・ 勧誘関係のトラブルはマスコミなどでセンセーショナルに取り上げられているが、それ以上に制度導入で意味があり即効性があるのが約款による被害である。入学金の返還訴訟も判決が多く出ているが、この種の不利益というものは、内心は納得できなくても諦めていた部分が消費者にあった。このような潜在的な被害を掘り起こすことも大切。
- ・ 消費者団体に訴訟を起こす能力があるのかという指摘もあったが、消費者団体は、70年代から団体訴訟制度による被害救済などを考えてきた。クラスアクションの導入も議論してきている。消費者団体側としては、団体訴訟制度は30年来の課題であったと認識している。約款や勧誘行為の問題にどう取り組むのか、また、損害賠償についてもどのように考えるか、方向性を含めて検討をお願いしたい。
- ・ 検討委員会設置には賛成。16年以内に報告ということも結構である。平成15年5月の「21世紀型の消費者政策の在り方について」でも早急に導入することとなっているので、関係者のヒアリングも集中的にして、制度の検討に時間がかけられるようにしていただきたい。部会の委員も検討内容についての認識を持つ必要があるので、部会への報告も速やかに行ってほしい。また、検討委員会に部会委員も参加できるようにすべき。
- ・ 消費者契約法をベースに考えると、約款や勧誘行為が問題になるが、勧誘行為については、「大規模な消費者被害」として示された事例の多くは独禁法と金融サービス法に関わる問題であり、取締り当局による命令とは別に、当事者による差止訴権をどう取り入れていくかの検討が必要。また、消費者契約法4条と景表法の問題は密接に関連している。景表法サイドの団体訴権の議論と密接に連携しながら進めるべきであり、一緒に検討するなどの働きかけをしてもいいのではないか。
- ・ 団体訴訟制度の問題は専門知識が必要なので、委員会を設置して検討するということがよい。
当部会の報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」では、消費者の自立や自己責任が課題となっており、使いやすい司法制度や、消費生活センター等における事前相談なども必要と考えている。また、消費者の被害拡大防止が団体訴権の目的なら、差止請求権にとどめるべき。

以上の討議の後、消費者団体訴訟制度検討委員会の設置が了承された。また、落合部会長より山本豊委員が検討委員会委員長に指名され、委員の構成は部会長と委員長とで相談の上決定し、別途、部会委員に連絡することとなった。

以上